

【資料4】

京丹後市地域防災計画

一般計画編修正(案)

令和5年3月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考																																																																																																																								
6 7 8	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 京都放送局 舞鶴通信部</td> <td>1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光協会</td> <td>1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">気象の極値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td>2018年8月22日</td> <td>1977/2~2022/2</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~2022/2</td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~2022/2</td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~2022/2</td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~2022/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~2022/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~2022/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の多い方</td> <td>297.8時間</td> <td>2006年8月</td> <td>1987/11~2022/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の少ない方</td> <td>23.2時間</td> <td>2015年1月</td> <td>1987/11~2022/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) アメダス 間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分/経度：東経 135 度 05.2 分 (追加)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		指定公共機関	(略)	日本放送協会 京都放送局 舞鶴通信部	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分	(略)		(略)		(略)		観光協会	1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡	(略)		(略)		項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2022/2	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2022/2	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2022/2	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2022/2	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2022/2	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2022/2	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2022/2	月間日照時間の多い方	297.8時間	2006年8月	1987/11~2022/2	月間日照時間の少ない方	23.2時間	2015年1月	1987/11~2022/2	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 京都放送局 丹後舞鶴支局</td> <td>1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光公社</td> <td>1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">気象の極値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td>2018年8月22日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の多い方</td> <td>244.5時間</td> <td>2022年5月</td> <td>2021/3~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の少ない方</td> <td>46.9時間</td> <td>2022年12月</td> <td>2021/3~2023/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) アメダス 間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分/経度：東経 135 度 05.2 分 ※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		指定公共機関	(略)	日本放送協会 京都放送局 丹後舞鶴支局	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分	(略)		(略)		(略)		観光公社	1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡	(略)		(略)		項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2023/2	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2023/2	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2023/2	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2023/2	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2023/2	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2023/2	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2023/2	月間日照時間の多い方	244.5時間	2022年5月	2021/3~2023/2	月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2023/2	<p>組織改編に伴う修正、組織変更に伴う修正</p> <p>最新のデータに更新 (気象庁ホームページ 過去の気象データ検索による)</p>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
指定公共機関	(略)																																																																																																																										
日本放送協会 京都放送局 舞鶴通信部	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
観光協会	1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																																																																								
最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2022/2																																																																																																																								
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2022/2																																																																																																																								
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2022/2																																																																																																																								
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2022/2																																																																																																																								
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2022/2																																																																																																																								
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2022/2																																																																																																																								
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2022/2																																																																																																																								
月間日照時間の多い方	297.8時間	2006年8月	1987/11~2022/2																																																																																																																								
月間日照時間の少ない方	23.2時間	2015年1月	1987/11~2022/2																																																																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
指定公共機関	(略)																																																																																																																										
日本放送協会 京都放送局 丹後舞鶴支局	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
観光公社	1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡																																																																																																																										
(略)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																																																																								
最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2023/2																																																																																																																								
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2023/2																																																																																																																								
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2023/2																																																																																																																								
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2023/2																																																																																																																								
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2023/2																																																																																																																								
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2023/2																																																																																																																								
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2023/2																																																																																																																								
月間日照時間の多い方	244.5時間	2022年5月	2021/3~2023/2																																																																																																																								
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2023/2																																																																																																																								
13																																																																																																																											

14

(令和2年の月別気象)
令和2年(2020年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和2年(2020年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	157.0	23.0	30日	14.0	8日	7.9	16.9	8日	2.6	31日	4.9	22.0	西	8日	43.7
2月	77.5	12.5	18日	6.0	16日	7.4	18.4	16日	0.0	18日	4.5	16.2	西	16日	91.3
3月	143.5	21.5	10日	7.0	11日	9.7	22.3	19日	1.4	17日	4.3	16.5	西	19日	156.1
4月	123.0	29.0	1日	9.0	18日	11.6	21.7	25日	5.1	24日	4.1	17.0	北東	13日	190.5
5月	75.5	20.5	16日	11.5	19日	17.7	29.6	24日	10.8	8日	2.5	10.7	西南西	13日	206.4
6月	258.5	64.0	14日	24.5	14日	22.2	32.9	9日	15.6	8日	2.2	11.6	西	14日	201.8
7月	272.5	45.0	13日	10.5	6日	23.5	32.1	21日	18.5	13日	2.2	12.7	西	15日	62.2
8月	39.0	21.5	31日	21.5	31日	28.1	36.2	11日	23.0	7日	1.8	7.1	東北東	7日	265.3
9月	185.0	57.5	25日	18.5	11日	24.1	35.7	2日	17.4	29日	3.0	9.9	西	9日	131.8
10月	88.5	28.0	23日	8.0	23日	18.0	26.3	2日	10.4	24日	3.5	14.2	西	24日	128.4
11月	131.0	48.0	28日	10.5	28日	14.2	24.4	19日	6.3	28日	3.6	13.3	西南西	27日	113.9
12月	291.5	50.5	16日	10.5	25日	7.6	14.7	10日	-0.1	31日	4.4	21.6	西	30日	75.1
全年	1842.5	64.0	6月14日	24.5	6月14日	16.0	36.2	8月11日	-0.1	12月31日	3.4	22.0	西	1月8日	1666.5

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約219万人。大部分は日帰り客(平成28年実績84%)である。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
160,390	138,692	143,301	128,722	175,798	111,145	286,952	405,496	157,261	149,127	165,302	173,444	2,195,630

※ 平成28年観光入込客数 商工観光部資料

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

2 警報

(3) 警報の発表基準

31

32

発表官署 京都地方気象台 (令和3年6月8日現在)

(令和3年の月別気象)

令和3年(2021年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和3年(2021年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	228.5	35.0	8日	6.0	31日	5.0	15.8	26日	-4.4	8日	4.7	21.1	西	7日	53.1
2月	115.5	39.0	15日	7.0	15日	7.6	19.8	21日	-2.8	17日	4.6	17.7	西	15日	119.7
3月	123.5	29.5	5日	8.0	13日	10.4	21.4	27日	2.7	4日	3.5	13.8	東北東	13日	161.5
4月	116.0	32.0	17日	9.0	17日	13.0	25.1	2日	5.2	15日	3.4	18.2	西	17日	229.4
5月	182.0	59.5	17日	19.0	17日	17.5	29.3	15日	9.8	2日	2.6	14.9	西	2日	176.2
6月	97.5	31.0	19日	9.5	4日	21.6	33.2	10日	15.0	5日	2.0	8.1	東北東	28日	169.9
7月	173.0	44.5	7日	14.5	15日	25.8	33.7	18日	21.2	7日	1.9	8.7	東北東	21日	195.0
8月	344.0	111.0	14日	20.5	3日	26.0	35.5	7日	19.5	13日	2.0	24.7	西南西	9日	134.8
9月	134.5	31.5	2日	9.0	2日	23.3	31.4	21日	19.0	27日	2.5	9.5	北東	24日	133.5
10月	81.0	26.0	17日	10.0	17日	19.1	30.4	11日	11.5	20日	3.8	12.4	北北東	22日	168.4
11月	123.5	24.5	22日	9.0	22日	13.5	22.4	8日	6.1	24日	3.4	13.8	西南西	23日	131.5
12月	193.0	36.0	17日	8.5	30日	8.2	16.4	16日	0.2	27日	5.1	20.3	西	17日	62.5
全年	1912.0	111.0	8月14日	20.5	8月3日	15.9	35.5	8月7日	-4.4	1月8日	3.3	24.7	西南西	8月9日	1562.7

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約128万人。大部分は日帰り客(令和3年実績77%)である。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
74,120	75,134	97,953	78,954	27,014	71,160	216,054	191,034	43,351	123,644	157,850	122,861	1,279,129

※ 令和3年観光入込客数 商工観光部資料

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

2 警報

(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和4年5月26日現在)

最新のデータに更新
(気象庁ホームページ
過去の気象データ検索による)

最新のデータに更新

種類		警報の発表基準
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域= <u>16.6</u> , 大橋川流域=3.8, 福田川流域=7.6, 木津川流域=9.6, 佐濃谷川流域=9.6, 川上谷川流域=10, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6, 小西川流域=5.5, 鱒留川流域=11.5, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.8, 長野川流域=5.3, 円頓寺川流域=5, 大谷川流域=5
	複合基準 ^{※1}	宇川流域=(7, 11.3), 竹野川流域=(5, <u>14.9</u>), 大橋川流域=(5, 3.4), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.6), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(9, 3.3), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(9, 4.9), 鱒留川流域=(5, 10.3), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(9, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

3 注意報

(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和3年6月8日現在)

種類		注意報の発表基準
大雨	表面雨量指数基準	<u>5</u>
	土壌雨量指数基準	86
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域= <u>13.2</u> , 大橋川流域=3, 福田川流域=6, 木津川流域=7.2, 佐濃谷川流域=7.6, 川上谷川流域=8, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.1, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.2, 新庄川流域=3.7, 俵野川流域=3.6, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=4, 大谷川流域=4
	複合基準 ^{※1}	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 10.2), 竹野川流域=(5, <u>13.2</u>), 大橋川流域=(5, 2.4), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6.5), 佐濃谷川流域=(5, 6.1), 川上谷川流域=(5, 6.4), 栃谷川流域=(5, 2.1), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.4), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.7), 長野川流域=(5, 4.2), 円頓寺川流域=(5, 4), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

6 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

種類		警報の発表基準
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域= <u>16.4</u> , 大橋川流域=3.8, 福田川流域=7.6, 木津川流域=9.6, 佐濃谷川流域=9.6, 川上谷川流域=10, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6, 小西川流域=5.5, 鱒留川流域=11.5, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.8, 長野川流域=5.3, 円頓寺川流域=5, 大谷川流域=5
	複合基準 ^{※1}	宇川流域=(7, 11.3), 竹野川流域=(5, <u>14.7</u>), 大橋川流域=(5, 3.4), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.6), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(9, 3.3), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(9, 4.9), 鱒留川流域=(5, 10.3), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(9, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

3 注意報

(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和4年5月26日現在)

種類		注意報の発表基準
大雨	表面雨量指数基準	<u>6</u>
	土壌雨量指数基準	86
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域= <u>13.1</u> , 大橋川流域=3, 福田川流域=6, 木津川流域=7.2, 佐濃谷川流域=7.6, 川上谷川流域=8, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.1, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.2, 新庄川流域=3.7, 俵野川流域=3.6, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=4, 大谷川流域=4
	複合基準 ^{※1}	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 10.2), 竹野川流域=(5, <u>13.1</u>), 大橋川流域=(5, 2.4), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6.5), 佐濃谷川流域=(5, 6.1), 川上谷川流域=(5, 6.4), 栃谷川流域=(5, 2.1), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.4), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.7), 長野川流域=(5, 4.2), 円頓寺川流域=(5, 4), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

6 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。

警報の発表基準の見直し(京都地方気象台)

注意報の発表基準の見直し(京都地方気象台)

府地域防災計画との整合(京都府水防計画の修正に伴う修正)

37 38	<p>ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。</p> <p>なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 発表</p> <p>「土砂災害警戒情報」は、土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。</p> <p>また、2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村（京丹後市内においては合併前旧町単位）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。</p> <p>イ 発表基準</p> <p>土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に京都府と京都地方気象台が協議して行う。</p> <p>(1) 発表 大雨警報または大雨特別警報発表中に気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が監視基準に達した場合</p> <p>(2) 解除 実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合や無降水状態が長時間継続している場合</p> <p>ウ 内容</p> <p>土砂災害警戒情報は、「警戒対象地域」、「警戒文」及び「補足情報」で報じられる。</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。</p> <p>（追加）</p> <p>※ 土砂災害警戒情報の留意点</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。</p> <p>エ 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視</p> <p>「京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」は、ホームページ及び携帯で公開され、その土砂災害警戒情報は、土砂災害による危険度を気象台から提供された予測雨量等に基づき4段階の危険度（色）が電子地図上の1キロメッシュごとに表示される。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">色が持つ意味</th> <th>避難情報</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃い紫</td> <td>極めて危険</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</td> <td rowspan="2">避難指示</td> <td rowspan="2">警戒レベル4相当情報</td> </tr> <tr> <td>紫</td> <td>非常に危険</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>警戒</td> <td>2時間先までに大雨警報基準に到達すると予想</td> <td>高齢者等避難</td> <td>警戒レベル3相当情報</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>注意</td> <td>2時間先までに大雨注意</td> <td>—</td> <td>警戒レベル2相当情報</td> </tr> </tbody> </table>	色が持つ意味			避難情報	警戒レベル	濃い紫	極めて危険	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	避難指示	警戒レベル4相当情報	紫	非常に危険	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	赤	警戒	2時間先までに大雨警報基準に到達すると予想	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報	黄	注意	2時間先までに大雨注意	—	警戒レベル2相当情報		
	色が持つ意味			避難情報	警戒レベル																						
濃い紫	極めて危険	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	避難指示	警戒レベル4相当情報																							
紫	非常に危険	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																									
赤	警戒	2時間先までに大雨警報基準に到達すると予想	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報																							
黄	注意	2時間先までに大雨注意	—	警戒レベル2相当情報																							
	<p>ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。</p> <p>なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 発表</p> <p>「土砂災害警戒情報」は、土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。</p> <p>また、2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村（京丹後市内においては合併前旧町単位）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。</p> <p>イ 発表基準</p> <p>土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に京都府と京都地方気象台が協議して行う。</p> <p>(1) 発表 大雨警報または大雨特別警報発表中に気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が監視基準に達した場合</p> <p>(2) 解除 実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合や無降水状態が長時間継続している場合</p> <p>ウ 内容</p> <p>土砂災害警戒情報は、「警戒対象地域」、「警戒文」及び「補足情報」で報じられる。</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。</p> <p><u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>※ 土砂災害警戒情報の留意点</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。</p> <p>エ 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視</p> <p>「京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」は、ホームページ及び携帯で公開され、その土砂災害警戒情報は、土砂災害による危険度を気象台から提供された予測雨量等に基づき4段階の危険度（色）が電子地図上の1キロメッシュごとに表示される。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">色が持つ意味</th> <th>避難情報</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒</td> <td>災害切迫</td> <td>実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合</td> <td>緊急安全確保</td> <td>警戒レベル5相当情報</td> </tr> <tr> <td>紫</td> <td>危険</td> <td>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合</td> <td>避難指示</td> <td>警戒レベル4相当情報</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>警戒</td> <td>実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）基準以上となる場合</td> <td>高齢者等避難</td> <td>警戒レベル3相当情報</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>注意</td> <td>実況値または2時間先ま</td> <td>—</td> <td>警戒レベル2相当情報</td> </tr> </tbody> </table>	色が持つ意味			避難情報	警戒レベル	黒	災害切迫	実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報	紫	危険	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合	避難指示	警戒レベル4相当情報	赤	警戒	実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）基準以上となる場合	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報	黄	注意	実況値または2時間先ま	—	警戒レベル2相当情報
色が持つ意味			避難情報	警戒レベル																							
黒	災害切迫	実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報																							
紫	危険	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合	避難指示	警戒レベル4相当情報																							
赤	警戒	実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）基準以上となる場合	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報																							
黄	注意	実況値または2時間先ま	—	警戒レベル2相当情報																							

防災気象情報の改善に伴う市避難情報発令基準の改定

38		報基準に到達すると予想		
	本市においては、これらの情報をもとに、 <u>高齢者等避難、避難指示</u> の判断を行うものとする。			
(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等				
ア 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）				
大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
<u>(追加)</u>				
<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 				
イ 大雨警報（浸水害）の危険度分布				
短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
ウ 洪水警報の危険度分布				
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
<u>(追加)</u>				
<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 				
注 流域雨量指数の予測値				
水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。				

第3 指定河川に対する水防警報等

1 実施区域及び発表基準

(略)

河川名	区域	対象水位観測所							発表者	
		名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高		
(略)										
小西川	起点 終点	起点 竹野川流点	御旅	京丹後市峰山町千歳 210-1地先	1.00	1.20	-	-	-	京都府丹後土木事務所長

※ 水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

38		での予測値が大雨注意報の基準以上となる場合		
	本市においては、これらの情報をもとに、 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> の判断を行うものとする。			
(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等				
ア <u>土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）				
大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 				
イ <u>浸水キキクル</u> （大雨警報（浸水害）の危険度分布）				
短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
ウ <u>洪水キキクル</u> （洪水警報の危険度分布）				
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 				
注 流域雨量指数の予測値				
水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。				

第3 指定河川に対する水防警報等

1 実施区域及び発表基準

(略)

河川名	区域	対象水位観測所							発表者	
		名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高		
(略)										
小西川	起点 終点	起点 竹野川流点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20	-	-	-	京都府丹後土木事務所長

※ 水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

防災気象情報の改善に伴う市避難情報発令基準の改定

京都府水防計画との整合

45	第8 雨量・水位情報																																																
	1 雨量・水位の観測 (略)																																																
	(2)府設置雨量・水位観測所 (略)																																																
	エ 水位観測所(危機管理型水位計)																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>(追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>吉野川</td><td>丹後-吉野川-1</td><td>丹後町谷内</td><td rowspan="14">(追加)</td></tr> <tr><td>芦原川</td><td>丹後-芦原川-1</td><td>久美浜町芦原</td></tr> <tr><td>新庄川</td><td>丹後-新庄川-1</td><td>網野町下岡</td></tr> <tr><td>木津川</td><td>丹後-木津川-1</td><td>網野町木津</td></tr> <tr><td>吉永川</td><td>丹後-吉永川-1</td><td>丹後町吉永</td></tr> <tr><td>溝谷川</td><td>丹後-溝谷川-1</td><td>弥栄町溝谷</td></tr> <tr><td>鱒留川</td><td>丹後-鱒留川-1</td><td>峰山町長岡</td></tr> <tr><td>常吉川</td><td>丹後-常吉川-1</td><td>大宮町奥大野</td></tr> <tr><td>三原川</td><td>丹後-三原川-1</td><td>久美浜町関</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>丹後-大谷川-1</td><td>大宮町河辺</td></tr> <tr><td>栃谷川</td><td>丹後-栃谷川-1</td><td>久美浜町</td></tr> <tr><td>善王寺川</td><td>丹後-善王寺川-1</td><td>大宮町善王寺</td></tr> <tr><td>久次川</td><td>丹後-久次川-1</td><td>峰山町二箇</td></tr> <tr><td>永留川</td><td>丹後-永留川-1</td><td>久美浜町永留</td></tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地	(追加)	吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	(追加)	芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原	新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡	木津川	丹後-木津川-1	網野町木津	吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永	溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷	鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡	常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野	三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関	大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺	栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺	久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇	永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留	
	河川名	観測所名	所在地	(追加)																																													
	吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	(追加)																																													
	芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原																																														
	新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡																																														
	木津川	丹後-木津川-1	網野町木津																																														
吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永																																															
溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷																																															
鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡																																															
常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野																																															
三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関																																															
大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺																																															
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町																																															
善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺																																															
久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇																																															
永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留																																															
(略)																																																	
第2章 情報通信連絡網の整備計画																																																	
第2節 計画の内容																																																	
第1 通信施設等情報連絡手段の多様化																																																	
48	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール、事前登録によるメールの活用</td> <td><input type="checkbox"/>住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメールの活用を推進</td> </tr> <tr> <td>地域情報化推進事業</td> <td>(略) <input type="checkbox"/>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 (追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	<input type="checkbox"/> 住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメールの活用を推進	地域情報化推進事業	(略) <input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 (追加)	(略)																																							
	計画名	計画のあらまし																																															
	(略)																																																
緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	<input type="checkbox"/> 住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメールの活用を推進																																																
地域情報化推進事業	(略) <input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 (追加)																																																
(略)																																																	
第4章 林地保全計画																																																	
第2節 林地保全計画の内容																																																	
第1 施設の耐災害性強化																																																	
52	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)																																													
	計画名	計画のあらまし																																															
(略)																																																	

	第8 雨量・水位情報																																																																																																										
	1 雨量・水位の観測 (略)																																																																																																										
	(2)府設置雨量・水位観測所 (略)																																																																																																										
	エ 水位観測所(危機管理型水位計)																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>観測開始水位</th> <th>危険水位</th> <th>氾濫開始水位</th> <th>観測器種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>吉野川</td><td>丹後-吉野川-1</td><td>丹後町谷内</td><td>0.74</td><td>3.34</td><td>4.27</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>芦原川</td><td>丹後-芦原川-1</td><td>久美浜町芦原</td><td>1.22</td><td>2.09</td><td>2.59</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>新庄川</td><td>丹後-新庄川-1</td><td>網野町下岡</td><td>0.83</td><td>1.88</td><td>2.42</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>木津川</td><td>丹後-木津川-1</td><td>網野町木津</td><td>1.26</td><td>2.41</td><td>3.14</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>吉永川</td><td>丹後-吉永川-1</td><td>丹後町吉永</td><td>0.70</td><td>1.83</td><td>2.45</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>溝谷川</td><td>丹後-溝谷川-1</td><td>弥栄町溝谷</td><td>0.75</td><td>2.03</td><td>2.70</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>鱒留川</td><td>丹後-鱒留川-1</td><td>峰山町長岡</td><td>1.02</td><td>1.96</td><td>2.62</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>常吉川</td><td>丹後-常吉川-1</td><td>大宮町奥大野</td><td>0.85</td><td>2.31</td><td>2.92</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>三原川</td><td>丹後-三原川-1</td><td>久美浜町関</td><td>1.04</td><td>2.08</td><td>2.71</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>丹後-大谷川-1</td><td>大宮町河辺</td><td>0.75</td><td>1.42</td><td>1.86</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>栃谷川</td><td>丹後-栃谷川-1</td><td>久美浜町</td><td>0.90</td><td>1.31</td><td>1.70</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>善王寺川</td><td>丹後-善王寺川-1</td><td>大宮町善王寺</td><td>0.70</td><td>1.30</td><td>1.69</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>久次川</td><td>丹後-久次川-1</td><td>峰山町二箇</td><td>0.52</td><td>1.95</td><td>2.45</td><td>テレメータ</td></tr> <tr><td>永留川</td><td>丹後-永留川-1</td><td>久美浜町永留</td><td>0.99</td><td>1.88</td><td>2.26</td><td>テレメータ</td></tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫開始水位	観測器種類	吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	0.74	3.34	4.27	テレメータ	芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原	1.22	2.09	2.59	テレメータ	新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡	0.83	1.88	2.42	テレメータ	木津川	丹後-木津川-1	網野町木津	1.26	2.41	3.14	テレメータ	吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永	0.70	1.83	2.45	テレメータ	溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷	0.75	2.03	2.70	テレメータ	鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡	1.02	1.96	2.62	テレメータ	常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野	0.85	2.31	2.92	テレメータ	三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関	1.04	2.08	2.71	テレメータ	大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺	0.75	1.42	1.86	テレメータ	栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	テレメータ	善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺	0.70	1.30	1.69	テレメータ	久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇	0.52	1.95	2.45	テレメータ	永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留	0.99	1.88	2.26	テレメータ	
	河川名	観測所名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫開始水位	観測器種類																																																																																																				
	吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	0.74	3.34	4.27	テレメータ																																																																																																				
	芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原	1.22	2.09	2.59	テレメータ																																																																																																				
	新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡	0.83	1.88	2.42	テレメータ																																																																																																				
	木津川	丹後-木津川-1	網野町木津	1.26	2.41	3.14	テレメータ																																																																																																				
吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永	0.70	1.83	2.45	テレメータ																																																																																																					
溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷	0.75	2.03	2.70	テレメータ																																																																																																					
鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡	1.02	1.96	2.62	テレメータ																																																																																																					
常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野	0.85	2.31	2.92	テレメータ																																																																																																					
三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関	1.04	2.08	2.71	テレメータ																																																																																																					
大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺	0.75	1.42	1.86	テレメータ																																																																																																					
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	テレメータ																																																																																																					
善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺	0.70	1.30	1.69	テレメータ																																																																																																					
久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇	0.52	1.95	2.45	テレメータ																																																																																																					
永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留	0.99	1.88	2.26	テレメータ																																																																																																					
(略)																																																																																																											
第2章 情報通信連絡網の整備計画																																																																																																											
第2節 計画の内容																																																																																																											
第1 通信施設等情報連絡手段の多様化																																																																																																											
48	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール、事前登録によるメールの活用</td> <td><input type="checkbox"/>住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備</td> </tr> <tr> <td>地域情報化推進事業</td> <td>(略) <input type="checkbox"/>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 <input type="checkbox"/>平時からの災害情報のオープン化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	<input type="checkbox"/> 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備	地域情報化推進事業	(略) <input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 <input type="checkbox"/> 平時からの災害情報のオープン化	(略)																																																																																																	
	計画名	計画のあらまし																																																																																																									
	(略)																																																																																																										
緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	<input type="checkbox"/> 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備																																																																																																										
地域情報化推進事業	(略) <input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 <input type="checkbox"/> 平時からの災害情報のオープン化																																																																																																										
(略)																																																																																																											
第4章 林地保全計画																																																																																																											
第2節 林地保全計画の内容																																																																																																											
第1 施設の耐災害性強化																																																																																																											
52	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)																																																																																																							
	計画名	計画のあらまし																																																																																																									
(略)																																																																																																											

観測開始水位、危険水位、氾濫開始水位、観測器種類データを追加

府地域防災計画との整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)、市の施策を反映

府地域防災計画との整合(事業の進捗状

	<p>定期的診断の実施に基づく整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備 <input type="checkbox"/> 採算面から手入れされず、今後も経営困難な人工林については、府の支援を受けながら市が国の森林環境譲与税を活用して所有者の特定や施業の把握など必要な管理を推進 <input type="checkbox"/> 放置され、機能の低下を招いている人工林については、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備</p>	<p>定期的診断の実施に基づく整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備 <input type="checkbox"/> 採算面から手入れされず、今後も経営困難な人工林については、府の支援を受けながら市が国の森林環境譲与税を活用して災害防止のための間伐など必要な管理を推進 <input type="checkbox"/> 放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備</p>	<p>況に応じた修正)</p>																				
<p>52 53</p>	<p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立</td> <td><input type="checkbox"/> 森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保</td> </tr> <tr> <td>林産物災害予防対策の実施</td> <td><input type="checkbox"/> 森林管理局、丹後広域振興局、森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施</td> </tr> <tr> <td>林野火災の予防対策の推進</td> <td>※第4節「林野火災予防対策計画」参照</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	(略)		緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	<input type="checkbox"/> 森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保	林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 森林管理局、丹後広域振興局、森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施	林野火災の予防対策の推進	※第4節「林野火災予防対策計画」参照	<p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立</td> <td><input type="checkbox"/> 丹後地区森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保</td> </tr> <tr> <td>林産物災害予防対策の実施</td> <td><input type="checkbox"/> 近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施</td> </tr> <tr> <td>林野火災の予防対策の推進</td> <td>※第3節「林野火災予防対策計画」参照</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	(略)		緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	<input type="checkbox"/> 丹後地区森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保	林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施	林野火災の予防対策の推進	※第3節「林野火災予防対策計画」参照	<p>字句修正</p>
計画名	計画のあらまし																								
(略)																									
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	<input type="checkbox"/> 森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保																								
林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 森林管理局、丹後広域振興局、森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施																								
林野火災の予防対策の推進	※第4節「林野火災予防対策計画」参照																								
計画名	計画のあらまし																								
(略)																									
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	<input type="checkbox"/> 丹後地区森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 <input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保																								
林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施																								
林野火災の予防対策の推進	※第3節「林野火災予防対策計画」参照																								
	<p>第3節 林野火災予防対策計画</p> <p>第2 初期消火体制の強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野管理者等による自衛消防体制の整備</td> <td><input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立</td> </tr> <tr> <td>その他の事業所及び住民に対する指導</td> <td><input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	林野管理者等による自衛消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立	その他の事業所及び住民に対する指導	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上	<p>第3節 林野火災予防対策計画</p> <p>第2 初期消火体制の強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野管理者等による自衛消防体制の整備</td> <td><input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、丹後地区森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立</td> </tr> <tr> <td>その他の事業所及び住民に対する指導</td> <td><input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	林野管理者等による自衛消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、丹後地区森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立	その他の事業所及び住民に対する指導	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上									
計画名	計画のあらまし																								
林野管理者等による自衛消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立																								
その他の事業所及び住民に対する指導	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上																								
計画名	計画のあらまし																								
林野管理者等による自衛消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備 <input type="checkbox"/> 各種訓練の実施 <input type="checkbox"/> 隣接市町、丹後地区森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立																								
その他の事業所及び住民に対する指導	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進 <input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進 <input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上																								
<p>56</p>	<p>第6章 農業用施設防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 施設の耐災害性強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常的な対応措置</td> <td><input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、余水吐及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	(略)		日常的な対応措置	<input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、余水吐及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)	<p>第6章 農業用施設防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 施設の耐災害性強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常的な対応措置</td> <td><input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、洪水吐き及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		計画名	計画のあらまし	(略)		日常的な対応措置	<input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、洪水吐き及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)	<p>府地域防災計画との整合（語句修正）</p>								
計画名	計画のあらまし																								
(略)																									
日常的な対応措置	<input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、余水吐及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)																								
計画名	計画のあらまし																								
(略)																									
日常的な対応措置	<input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、洪水吐き及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 (略)																								

57

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 <input type="checkbox"/> ため池から 100m未滿の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの <input type="checkbox"/> ため池から 100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設があり、 <u>(追加)</u> かつ貯水量 1,000 m ³ 以上のもの <input type="checkbox"/> ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、 <u>(追加)</u> かつ貯水量 5,000 m ³ 以上のもの <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から府及び市が必要と認めるもの
(略)	

第10章 防災営農対策計画

第2節 計画の内容

61

計画名	計画のあらまし
農産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、 <u>農業共済組合</u> 、丹後農業研究所、 <u>農協</u> との連携強化 <input type="checkbox"/> <u>土地改良区</u> 、農業水利団体による農業用水利施設の点検、整備、補修の徹底 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導
林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 森林管理局、丹後広域振興局、森林組合等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施
畜産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、丹後家畜保健衛生所、丹後農業研究所、農林水産技術センター畜産センター碓高原牧場、 <u>農協</u> との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導

第12章 文化財災害予防計画

第2節 計画の内容

64

計画名	計画のあらまし
建造物災害予防	<input type="checkbox"/> 各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 <input type="checkbox"/> 既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 <input type="checkbox"/> ため池から 100m未滿の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの <input type="checkbox"/> ため池から 100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設があり、 <u>浸水深が 0.5mを超えるもの</u> 、かつ貯水量 1,000 m ³ 以上のもの <input type="checkbox"/> ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、 <u>浸水深が 0.5mを超えるもの</u> 、かつ貯水量 5,000 m ³ 以上のもの <input type="checkbox"/> <u>浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの</u> <input type="checkbox"/> 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から府及び市が必要と認めるもの
(略)	

第10章 防災営農対策計画

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
農産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、 <u>京都府農業共済組合</u> 、丹後農業研究所、 <u>京都農業協同組合</u> との連携強化 <input type="checkbox"/> <u>丹後土地改良区</u> 、農業水利団体による農業用水利施設の点検、整備、補修の徹底 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導
林産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> <u>近畿中国森林管理局</u> 、丹後広域振興局、 <u>丹後地区森林組合</u> 等との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 <input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施
畜産物災害予防対策の実施	<input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、丹後家畜保健衛生所、丹後農業研究所、農林水産技術センター畜産センター碓高原牧場、 <u>京都農業協同組合</u> との連携強化 <input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導

第12章 文化財災害予防計画

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
建造物災害予防	<input type="checkbox"/> 各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 <input type="checkbox"/> 既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 <input type="checkbox"/> <u>必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進</u> <input type="checkbox"/> 必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進

農林水産省の選定基準から京丹後市の選定基準に修正（農林整備課）

字句修正

消防法上、指定文化財（建造物）は、設置免除の判断はあるものの、消防設備等

美術工芸品災害予防	<input type="checkbox"/> 耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 <input type="checkbox"/> 必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進
史跡、名勝、天然記念物災害予防	<input type="checkbox"/> 指定地域の保全 <input type="checkbox"/> 建造物防災に準じた措置
その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者、管理団体に対する防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

美術工芸品災害予防	<input type="checkbox"/> 耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 <input checked="" type="checkbox"/> 建造物防災に準じた措置
史跡、名勝、天然記念物災害予防	<input type="checkbox"/> 指定地域の保全 <input type="checkbox"/> 建造物防災に準じた措置
その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者、管理団体に対する防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

の設置が義務付けられているため修正、消防法上、美術工芸品は、建造物のように消防設備等の設置が義務付けられていないため、ほかの内容も含め、建造物に準じた措置という表現に修正（文化財保護課）

第18章 通信施設・電気施設防災計画

第2節 計画の内容

第2 災害予防のためのソフト環境整備

73

計画名	計画のあらまし
(略)	
関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> 電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制 <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 定期的な巡視点検の実施 <input type="checkbox"/> 災害対策用資機材等の確保及び整備点検 <input type="checkbox"/> 災害復旧用施設及び設備の整備 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 <input type="checkbox"/> 各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 <u>(追加)</u>

第18章 通信施設・電気施設防災計画

第2節 計画の内容

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> 電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制 <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 定期的な巡視点検の実施 <input type="checkbox"/> 災害対策用資機材等の確保及び整備点検 <input type="checkbox"/> 災害復旧用施設及び設備の整備 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 <input type="checkbox"/> 各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 <input checked="" type="checkbox"/> 「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事前対策の検討や市との連携強化

協定締結に伴う修正

第19章 資材・機材等確保計画

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

74

計画名	計画のあらまし
市における適正備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 峰山、大宮、丹後庁舎 <input type="checkbox"/> 各市民局庁舎 <input type="checkbox"/> 地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等） (略)
(略)	

第19章 資材・機材等確保計画

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

計画名	計画のあらまし
市における適正備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input checked="" type="checkbox"/> 防災倉庫 <input type="checkbox"/> 地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等） (略)
(略)	

時点修正

第21章 食料・生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

第21章 食料・生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

76	<p>第1 市としての救援物資供給体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市庁舎における備蓄の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各市民局庁舎 (略) </td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各市民局庁舎 (略)	(追加)	(追加)	<p>第1 市としての救援物資供給体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市庁舎における備蓄の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 (略) </td> </tr> <tr> <td>物資の調達体制の整備</td> <td> <input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 <input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 <input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 (略)	物資の調達体制の整備	<input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 <input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 <input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立	府地域防災計画との調整（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）
計画名	計画のあらまし																		
(略)																			
市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各市民局庁舎 (略)																		
(追加)	(追加)																		
計画名	計画のあらまし																		
(略)																			
市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 (略)																		
物資の調達体制の整備	<input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 <input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 <input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立																		
80	<p>第22章 防災知識普及計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実</td> <td> <input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 水害・土砂災害のリスクがある場合は、避難訓練と合わせた防災教育の実施 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	<input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 水害・土砂災害のリスクがある場合は、避難訓練と合わせた防災教育の実施 (略)	(略)		<p>第22章 防災知識普及計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実</td> <td> <input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 全ての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	<input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 全ての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 (略)	(略)		府地域防災計画との整合（「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」を踏まえた修正）
計画名	計画のあらまし																		
(略)																			
学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	<input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 水害・土砂災害のリスクがある場合は、避難訓練と合わせた防災教育の実施 (略)																		
(略)																			
計画名	計画のあらまし																		
(略)																			
学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	<input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育（略） <input type="checkbox"/> 全ての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 (略)																		
(略)																			
83	<p>第24章 自主防災組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 地域における相互協力体制の確立</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織の具体的活動</td> <td> 自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 (追加) (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 (追加) (略)	(略)		<p>第24章 自主防災組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 地域における相互協力体制の確立</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織の具体的活動</td> <td> 自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 <input type="checkbox"/> 参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 <input type="checkbox"/> 参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 (略)	(略)						
計画名	計画のあらまし																		
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 (追加) (略)																		
(略)																			
計画名	計画のあらまし																		
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 <input type="checkbox"/> 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 <input type="checkbox"/> 参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 (略)																		
(略)																			
	第26章 社会福祉施設防災計画	第26章 社会福祉施設防災計画																	

87	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 非常時活動体制の整備・強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援拠点としての整備</td> <td> <input type="checkbox"/>福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/>福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進 (略)	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 非常時活動体制の整備・強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援拠点としての整備</td> <td> <input type="checkbox"/>福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/>福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、<u>要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できること</u>を促進 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、 <u>要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できること</u> を促進 (略)	表現の修正
計画名	計画のあらまし														
(略)															
要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進 (略)														
計画名	計画のあらまし														
(略)															
要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、 <u>要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できること</u> を促進 (略)														
92	<p>第28章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化</td> <td> <input type="checkbox"/>市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会間情報ネットワークの整備促進 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/>消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	<input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会間情報ネットワークの整備促進 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略)	<p>第28章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化</td> <td> <input type="checkbox"/>市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会<u>相互間</u>の情報ネットワークの整備促進 <input type="checkbox"/><u>「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用</u> <input type="checkbox"/>消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	<input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 <u>相互間</u> の情報ネットワークの整備促進 <input type="checkbox"/> <u>「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用</u> <input type="checkbox"/> 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略)	字句修正、京都府地域防災計画との整合（医療政策課）				
計画名	計画のあらまし														
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	<input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会間情報ネットワークの整備促進 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略)														
計画名	計画のあらまし														
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	<input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び、地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 <u>相互間</u> の情報ネットワークの整備促進 <input type="checkbox"/> <u>「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用</u> <input type="checkbox"/> 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 (略)														
94 95	<p>第29章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		<p>第29章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例の制定による。(生活福祉課)				
計画名	計画のあらまし														
(略)															
計画名	計画のあらまし														
(略)															

地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>個別避難計画の作成</p> <p><input type="checkbox"/>福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、<u>作成の同意を得て、個別避難計画</u>を作成するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供できるように検討</p> <p>(略)</p>
---------------------	--

地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>個別避難計画の作成</p> <p><input type="checkbox"/>福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、<u>個別避難計画</u>を作成するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供 <u>(提供拒否者を除く)</u></p> <p>(略)</p>
---------------------	---

第2 非常時における要配慮者優先ルールの確立

第2 非常時における要配慮者優先ルールの確立

計画名	計画のあらまし
(略)	
外国人に対する支援	<p>(追加)</p> <p><input type="checkbox"/>外国人向け防災パンフレットの作成</p> <p><input type="checkbox"/>外国人向け防災教育、防災訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/>通訳、翻訳ボランティアの事前登録</p> <p><input type="checkbox"/>外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保</p>

計画名	計画のあらまし
(略)	
外国人に対する支援	<p><input type="checkbox"/>市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載</p> <p><input type="checkbox"/>外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布</p> <p><input type="checkbox"/>外国人向け防災教育、防災訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/>通訳、翻訳ボランティアの事前登録</p> <p><input type="checkbox"/>外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保</p>

第32章 ボランティアの登録・支援等計画

第32章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第2 計画の内容

第2 計画の内容

99

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
ボランティア登録の推進	<p><input type="checkbox"/>福祉関係ボランティア（手話通訳、<u>点字奉仕</u>等）</p> <p>(追加)</p> <p><input type="checkbox"/>文化サークルによるボランティア</p> <p>(略)</p>
(略)	

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
ボランティア登録の推進	<p><input type="checkbox"/>福祉関係ボランティア（手話通訳、<u>点字通訳、介護職</u>等）</p> <p><input type="checkbox"/>医療関係ボランティア（<u>保健師、看護師</u>等）</p> <p><input type="checkbox"/>文化サークルによるボランティア</p> <p>(略)</p>
(略)	

第35章 避難等に関する計画

第35章 避難等に関する計画

第2節 計画の内容

第2節 計画の内容

第1 避難の周知徹底

第1 避難の周知徹底

府地域防災計画との整合（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）

福祉避難所で必須の職種を修正（健康推進課）

計画名	計画のあらまし
事前措置	(略) □市は府と連携し、自主防災組織等に対し、自主的に早めの避難行動をとるための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。 <u>(追加)</u>
(略)	

第3 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、 <u>(追加)</u> 必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。
(略)	
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	(略) □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、 <u>府と連携</u> して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるように、 <u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、関係機関との調整を進める。</u>

第36章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 基本方針

計画名	計画のあらまし
(略)	
事業所等への要請	□施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 □飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 □無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実 <u>(追加)</u>
(略)	

第3編 災害応急対策計画

計画名	計画のあらまし
事前措置	(略) □市は府と連携し、自主防災組織等に対し、自主的に早めの避難行動をとるための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。 <u>その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。</u>
(略)	

第3 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、 <u>情報通信機器の確保</u> 、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。
(略)	
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	(略) □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、 <u>防災担当部局と保健福祉担当部局が</u> 連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保し、 <u>連絡・搬送体制を整備する（大規模地震発生時等）。</u>

第36章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 基本方針

計画名	計画のあらまし
(略)	
事業所等への要請	□施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 □飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 □無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実 <u>□事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。</u> <u>□事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</u>
(略)	

第3編 災害応急対策計画

府地域防災計画との整合（「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」を踏まえた修正）

府地域防災計画との整合（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）、新型コロナウイルス感染症対策に係る京丹後市避難所運営マニュアルの改訂に伴う修正、市の施策等を踏まえた修正

府地域防災計画との整合（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）

129	<p>第1部 非常時活動体制に関する対応計画</p> <p>第1章 風水害警戒及び突発的事故災害対策</p> <p>第4節 突発的事故災害対策</p> <p>第4 事故災害別対応のめやす</p> <p>(1) 初動対応上の基本指針 (略)</p> <p>(2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>通報内容、要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略) </td> <td> <input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第3節 雪害及び事故対策本部</p> <p>第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌</p> <p>2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部を構成する班</th> <th rowspan="2">班員となる課</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>雪害</th> <th>豪雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>管理課、土木課、都市計画・建築住宅課</td> <td> <input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 (追加) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 動員計画</p> <p>第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 相互協力の基本指針 (略)</p> <p>(4) 要配慮者向け救援対策は、一般被災者向け救援対策に優先して協力する。 (追加)</p>	連絡先	通報内容、要請事項	(略)		<input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略)	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く)	(略)		本部を構成する班			班員となる課	事務分掌	名称	雪害	豪雪	(略)					建設班	○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 (追加)	(略)					<p>第1部 非常時活動体制に関する対応計画</p> <p>第1章 風水害警戒及び突発的事故災害対策</p> <p>第4節 突発的事故災害対策</p> <p>第4 事故災害別対応のめやす</p> <p>(1) 初動対応上の基本指針 (略)</p> <p>(2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>通報内容、要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略) </td> <td> <input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第3節 雪害及び事故対策本部</p> <p>第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌</p> <p>2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部を構成する班</th> <th rowspan="2">班員となる課</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>雪害</th> <th>豪雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>管理課、土木課、都市計画・建築住宅課</td> <td> <input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 立ち往生車両、孤立集落等への対応に関する統括 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 動員計画</p> <p>第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 相互協力の基本指針 (略)</p> <p>(4) 要配慮者向け救援対策は、一般被災者向け救援対策に優先して協力する。 (5) 被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、</p>	連絡先	通報内容、要請事項	(略)		<input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略)	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く)	(略)		本部を構成する班			班員となる課	事務分掌	名称	雪害	豪雪	(略)					建設班	○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 立ち往生車両、孤立集落等への対応に関する統括	(略)					<p>字句修正</p> <p>市の施策を反映</p> <p>震災対策計画編との整合</p>
連絡先	通報内容、要請事項																																																																
(略)																																																																	
<input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略)	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く)																																																																
(略)																																																																	
本部を構成する班			班員となる課	事務分掌																																																													
名称	雪害	豪雪																																																															
(略)																																																																	
建設班	○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 (追加)																																																													
(略)																																																																	
連絡先	通報内容、要請事項																																																																
(略)																																																																	
<input type="checkbox"/> 北丹医師会等 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院(3病院) (略)	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報(府に同じ) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動(医療救護班出動等) <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急搬送受入(汚染・被曝者を除く)																																																																
(略)																																																																	
本部を構成する班			班員となる課	事務分掌																																																													
名称	雪害	豪雪																																																															
(略)																																																																	
建設班	○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 道路除雪活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩、浸水等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 立ち往生車両、孤立集落等への対応に関する統括																																																													
(略)																																																																	
138	<p>156</p>	<p>156</p>																																																															

<p>160</p> <p>168</p> <p>184</p>	<p>第4節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請</p> <p>第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項</p> <p>1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、<u>ファクシミリ</u>（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第1として、行う。 （略）</p> <p>第4章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡</p> <p>第3 府(本部)への報告</p> <p>4 事態が切迫している場合の措置 □事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する □府に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する</p> <p>[通常時 : <u>震災等応急室</u> TEL03-5253-7727 FAX03-5253-7536] [夜間・休日時 : 宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553] （略）</p> <p>第10章 自衛隊災害派遣受入計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領</p> <p>第1 派遣要請依頼</p> <p>2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び市に係る災害の状況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="243 1528 1380 1927"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定部隊等の長の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">電話番号等</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第7普通科連隊長</td> <td>福知山市天田無番地</td> <td>電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）</td> <td>電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監部</td> <td>舞鶴市宇余部下1190番地</td> <td>電話 0773-62-2250 内線 <u>2213</u> Fax 内線 2800</td> <td>電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等		昼間	夜間	陸上自衛隊第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168	海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市宇余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 <u>2213</u> Fax 内線 2800	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609	<p><u>自主的に応援を行う。</u></p> <p>第4節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請</p> <p>第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項</p> <p>1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、<u>FAX</u>（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第1として、行う。 （略）</p> <p>第4章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡</p> <p>第3 府(本部)への報告</p> <p>4 事態が切迫している場合の措置 □事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する □府に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する</p> <p>[通常時 : <u>応急対策室</u> TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537] [夜間・休日時 : 宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553] （略）</p> <p>第10章 自衛隊災害派遣受入計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領</p> <p>第1 派遣要請依頼</p> <p>2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び市に係る災害の状況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1430 1528 2567 1927"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定部隊等の長の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">電話番号等</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第7普通科連隊長</td> <td>福知山市天田無番地</td> <td>電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）</td> <td>電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監部</td> <td>舞鶴市宇余部下1190番地</td> <td>電話 0773-62-2250 内線 <u>2548</u> Fax 内線 2800</td> <td>電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等		昼間	夜間	陸上自衛隊第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168	海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市宇余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 <u>2548</u> Fax 内線 2800	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609	<p>文言の統一</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
指定部隊等の長の名称	所在地			電話番号等																											
		昼間	夜間																												
陸上自衛隊第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168																												
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市宇余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 <u>2213</u> Fax 内線 2800	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609																												
指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等																													
		昼間	夜間																												
陸上自衛隊第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168																												
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市宇余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 <u>2548</u> Fax 内線 2800	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609																												

第11章 ボランティア受入計画
第2節 専門ボランティアの受入

185

- (略)
- 6 指定避難所等における健康管理活動支援 (保健師等による)
- 7 災害相談窓口での活動支援 (法律相談、税務相談、家計再建相談等)
(追加)
- 8 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画
第2章 水防活動計画
第3節 重要水防区域
第1 特に重要な重要水防区域

195

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
(略)							
佐濃谷川	三原川	久美浜	左	関 府道 (追加) より上流	400	溢水破堤	積土俵工
	円頓寺川		(略)				
川上谷川	川上谷川		左	島 島井堰より上流	200	溢水	積土俵工
			(略)				
久美谷川	久美谷川		(略)				

第2 重要水防区域

196

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
(略)							
佐濃谷川	佐濃谷川	久美浜	(略)				
			右	葛野 府道 (追加) より上流	400		
			左		1,000		
	長野川		(略)				

第11章 ボランティア受入計画
第2節 専門ボランティアの受入

- (略)
- 6 指定避難所等における健康管理活動支援 (保健師、看護師等による)
- 7 災害相談窓口での活動支援 (法律相談、税務相談、家計再建相談等)
- 8 福祉避難所における要配慮者支援 (介護職、手話通訳、点字通訳等による)
- 9 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画
第2章 水防活動計画
第3節 重要水防区域
第1 特に重要な重要水防区域

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
(略)							
佐濃谷川	三原川	久美浜	左	関 府道野中小天橋停車場線より上流	400	溢水破堤	積土俵工
	円頓寺川		(略)				
川上谷川	川上谷川		左	島 島井堰より上流	200	溢水	積土俵工
			(略)				
久美谷川	久美谷川		(略)				

第2 重要水防区域

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
(略)							
佐濃谷川	佐濃谷川	久美浜	(略)				
			右	葛野 府道久美浜湊宮浦明線より上流	400		
			左		1,000		
	長野川		(略)				

対応する支援、職種の修正 (健康推進課)、項の繰り下げ

府道名を追加、字句修正

府道名を追加

	円頓寺川		
久美谷川	久美谷川		

第4節 水位、雨量観測通報

第1 水位

196
197

(1) 水位周知河川の水位観測
大雨警報が発表されたとき及び本部長が必要と認めたとき、総務部本部指令班は、以下の地点の水位について監視を開始し、警戒水位（水防団待機水位）以上となったときは毎正時に、さらに氾濫注意水位以上となったときは10分ごとに、それぞれ観測情報を収集し本部長へ報告する。得られた情報は、そのつど各部・各支部と共有する。

河川名	観測所名	観測場所	警戒水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	(追加)	観測方法	分担
竹野川	矢田橋	峰山町矢田小字糸井新田	2.00	2.60	(追加)	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
竹野川	大宮	大宮町口大野小字鯨	1.50	2.00		丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
福田川	網野橋	網野町小浜小字小橋	1.00	1.50		丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	宇川	丹後町平(井上)長楽	1.50	2.10		丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
佐濃谷川	出合橋	久美浜町野中小字出合	1.20	1.60		丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
川上谷川	橋爪橋	久美浜町橋爪	1.00	1.30		丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

(2) その他の府管理河川の水位観測（危機管理型水位計）
（略）

河川名	観測所名	観測場所	観測開始水位 (m)	危険水位 (m)	氾濫開始水位 (m)	観測方法	分担
（略）							
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	丹後土木事務所 テレメータ	久美浜支部 総務班
（追加）							

	円頓寺川		
久美谷川	久美谷川		

第4節 水位、雨量観測通報

第1 水位

(1) 水位周知河川の水位観測
大雨警報が発表されたとき及び本部長が必要と認めたとき、総務部本部指令班は、以下の地点の水位について監視を開始し、**指定**水位（水防団待機水位）以上となったときは毎正時に、さらに**警戒水位（氾濫注意水位）**以上となったときは10分ごとに、それぞれ観測情報を収集し本部長へ報告する。得られた情報は、そのつど各部・各支部と共有する。

河川名	観測所名	観測場所	指定水位 (m)	警戒水位 (m)	特別警戒水位 (m)	観測方法	分担
竹野川	矢田橋	峰山町矢田小字糸井新田	2.00	2.60	3.60	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
竹野川	大宮	大宮町口大野小字鯨	1.50	2.00	2.80	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
福田川	網野橋	網野町小浜小字小橋	1.00	1.50	1.80	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	宇川	丹後町平(井上)長楽	1.50	2.10	2.60	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
佐濃谷川	出合橋	久美浜町野中小字出合	1.20	1.60	2.10	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
川上谷川	橋爪橋	久美浜町橋爪	1.00	1.30	1.50	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

(2) その他の府管理河川の水位観測（危機管理型水位計）
（略）

河川名	観測所名	観測場所	観測開始水位 (m)	危険水位 (m)	氾濫開始水位 (m)	観測方法	分担
（略）							
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	丹後土木事務所 テレメータ	久美浜支部 総務班
善王寺	丹後-善王寺川	大宮町善王	0.70	1.30	1.69	丹後土木事務所	大宮支部

基準値の追加、字句修正

	<div data-bbox="243 180 1380 289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(災害発生を確認) □土砂災害が発生した場合</p> </div> <p>注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第2節 避難の指示及び警戒区域の設定</p> <p>第1 避難の指示</p> <p>2 指示の内容 避難の指示は、次のことを明らかにして行う。</p> <p>□避難対象地域（地区名、施設名等）</p> <p style="padding-left: 20px;">※避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する<u>（追加）</u>。</p> <p>□適切な避難行動のあり方（避難指示等を発令した上で、立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）</p> <p>□既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、命を守るための緊急安全確保を指示する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（追加）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">（略）</p> <p>第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画</p> <p>第2章 交通規制に関する計画</p> <p>第3節 交通情報の収集及び広報</p> <p>第2 交通情報の広報</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第3章 道路、河川等障害物除去計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針</p>	<div data-bbox="1430 180 2567 289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(災害発生を確認) □土砂災害が発生した場合</p> </div> <p>注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第2節 避難の指示及び警戒区域の設定</p> <p>第1 避難の指示</p> <p>2 指示の内容 避難の指示は、次のことを明らかにして行う。</p> <p>□避難対象地域（地区名、施設名等）</p> <p style="padding-left: 20px;">※避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する<u>とともに、災害の切迫感・臨場感を市民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p>□適切な避難行動のあり方（避難指示等を発令した上で、立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）</p> <p>□既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、命を守るための緊急安全確保を指示する。</p> <p style="padding-left: 20px;">※夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発表する等、居住者等が安全に立退き避難をできるように早めに避難情報を発令する。</p> <p>（略）</p> <p>第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画</p> <p>第2章 交通規制に関する計画</p> <p>第3節 交通情報の収集、<u>広報及び渋滞対策</u></p> <p>第2 交通情報の広報</p> <p>（略）</p> <p><u>第3 渋滞対策</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>市は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、府に対し、京都府災害時渋滞協議会の開催を要請することができる。</u></p> <p>第3章 道路、河川等障害物除去計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針</p>	<p>府地域防災計画との整合（「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」を踏まえた修正、関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）</p> <p>近年の災害発生状況を考慮した修正</p>
210			
219			
220			

222	<p>3 <u>漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急処置をとるとともに、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域にあつては除去の勧告を行う。</u></p>	<p>3 <u>海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。</u></p>	府地域防災計画との整合（海上保安庁防災業務計画の記載に合わせて修正）												
223	<p>第3 航路障害物の除去</p> <p>農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めるときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視を行う。巡視の結果、<u>漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、漁協等関係団体・業者の協力を得て、直ちに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域にあつては除去の勧告を行う。</u></p> <p>なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合的に調整する。</p>	<p>第3 航路障害物の除去</p> <p>農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めるときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視を行う。巡視の結果、<u>海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、漁協等関係団体・業者の協力を得て、速やかに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。</u></p> <p>なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合的に調整する。</p>													
236	<p>第8章 廃棄物処理計画</p> <p>第2節 ごみ・がれき等処理対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>2 大規模災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針</p> <p>(1)生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。</p> <p>(2)甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。</p> <p>(3)家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。</p> <p>(4)がれき（コンクリート、瓦、その他）は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。</p> <p>(5)収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前広報を徹底し協力を求める。</u></p>	<p>第8章 廃棄物処理計画</p> <p>第2節 ごみ・がれき等処理対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>2 大規模災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針</p> <p>(1)生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。</p> <p>(2)甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。</p> <p>(3)家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。</p> <p>(4)がれき（コンクリート、瓦、その他）は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。</p> <p>(5)収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。</p> <p><u>(6)ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p><u>(7)収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前広報を徹底し協力を求める。</u></p>	府地域防災計画との整合（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）												
238	<p>2 対策実施手順のめやす</p> <p>(1)第1次収集・処理対策の実施</p> <table border="1" data-bbox="240 1822 1380 1925"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がれき等の収集・処</td> <td><input type="checkbox"/>分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛</td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	(略)		がれき等の収集・処	<input type="checkbox"/> 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛	<p>2 対策実施手順のめやす</p> <p>(1)第1次収集・処理対策の実施</p> <table border="1" data-bbox="1427 1822 2567 1925"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がれき等の収集・処</td> <td><input type="checkbox"/>分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛</td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	(略)		がれき等の収集・処	<input type="checkbox"/> 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛	府地域防災計画との整合（京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正）、組織名称
項目	手順その他必要事項														
(略)															
がれき等の収集・処	<input type="checkbox"/> 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛														
項目	手順その他必要事項														
(略)															
がれき等の収集・処	<input type="checkbox"/> 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛														
239															

理	隊もしくは単独企業体へ作業委託する。 (追加) □原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。 □仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 □不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。
(略)	
処理業者への協力要請	□施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 □ <u>全国産業廃棄物連合会</u> 等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
(略)	

(略)

第13章 通信施設・電気施設応急対策計画

第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

第2 非常災害発生時の対策

249

3 被害の復旧

対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、(追加) 供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第3 復旧応援

(略)

区分	施設の名称	備考
大規模停電復旧作業活動拠点 (作業用車両集結地、資材置場等含む)	府丹後文化会館駐車場 (峰山町杉谷)	府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合は吉原グラウンド、避難所・ヘリポート等として利用していない旧学校の社会体育グラウンド等を使用するものとする。

第15章 社会福祉施設応急対策計画

第3節 施設の復旧

第3 補助金及び融資

253

区分	内容
補助金	□ <u>公益社団法人日本自転車振興会</u> 等の非常災害復旧事業補助金
融資	□独立行政法人福祉医療機構が行う融資 □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

理	隊もしくは単独企業体へ作業委託する。 <u>□廃棄物(がれき)の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるものを優先的に収集・運搬する。</u> <u>□選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物(がれき)の最終処分までの処理ルート</u> の確保を図る。 □原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。 □仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 □不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。
(略)	
処理業者への協力要請	□施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 □ <u>(公社)京都府産業資源循環協会</u> 等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
(略)	

(略)

第13章 通信施設・電気施設応急対策計画

第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

第2 非常災害発生時の対策

3 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに把握し、復旧計画を樹立する。
各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。
ただし、必要に応じて、各ライフライン事業間で復旧順位を調整することがある。

第3 復旧応援

(略)

区分	施設の名称	備考
大規模停電復旧作業活動拠点 (作業用車両集結地、資材置場等含む)	府丹後文化会館駐車場 (峰山町杉谷)	府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合は、 <u>避難所・ヘリポート等として利用していない旧学校の社会体育グラウンド等</u> を使用するものとする。

第15章 社会福祉施設応急対策計画

第3節 施設の復旧

第3 補助金及び融資

区分	内容
補助金	□ <u>公益財団法人JKA</u> 等の非常災害復旧事業補助金
融資	□独立行政法人福祉医療機構が行う融資 □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

の修正(実際の窓口
修正)

協定締結に伴う修正

表現の修正

組織名称の修正

<p>256</p> <p>258</p> <p>259</p> <p>260</p> <p>263</p>	<p>第4部 被災者救援に関する対応計画</p> <p>第1章 医療助産計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 災害時医療救護対策に関する基本指針</p> <p>(略)</p> <p>3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校並びに旧宇川中学校 <u>(追加)</u> に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院への搬送<u>依頼</u>、<u>救護所における医療救護サービスを行う</u>地域医療拠点とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害時医療救護対策のめやす</p> <p>第3 救護所における医療救護対策実施のめやす</p> <table border="1" data-bbox="243 730 1380 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td> <input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校及び網野中学校 <u>(追加)</u> の8箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 医薬品・資機材等の確保</p> <p>2 対策実施手順のめやす</p> <table border="1" data-bbox="243 1052 1380 1520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品・医療用資機材等の確保・供給</td> <td> <input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか<u>丹後保健所</u>等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>電話その他の通信手段の確保・供給</td> <td> <input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、<u>N T T</u>に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点</p> <p>1 高齢者</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。</p>	項目	手順その他必要事項	設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校及び網野中学校 <u>(追加)</u> の8箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所	(略)		項目	手順その他必要事項	医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>丹後保健所</u> 等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。	(略)		電話その他の通信手段の確保・供給	<input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>N T T</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。	<p>第4部 被災者救援に関する対応計画</p> <p>第1章 医療助産計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 災害時医療救護対策に関する基本指針</p> <p>(略)</p> <p>3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校並びに旧宇川中学校 <u>のうち設置可能な施設</u> に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院への搬送<u>依頼など</u>、<u>救護所を</u>医療救護サービス<u>の</u>地域医療拠点とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害時医療救護対策のめやす</p> <p>第3 救護所における医療救護対策実施のめやす</p> <table border="1" data-bbox="1430 730 2567 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td> <input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校、<u>網野中学校及び旧宇川中学校</u>の9箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 医薬品・資機材等の確保</p> <p>2 対策実施手順のめやす</p> <table border="1" data-bbox="1430 1052 2567 1520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品・医療用資機材等の確保・供給</td> <td> <input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか<u>薬剤師会、丹後保健所</u>等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>電話その他の通信手段の確保・供給</td> <td> <input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、<u>西日本電信電話株式会社</u>に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点</p> <p>1 高齢者</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。</p>	項目	手順その他必要事項	設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校、 <u>網野中学校及び旧宇川中学校</u> の9箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所	(略)		項目	手順その他必要事項	医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>薬剤師会、丹後保健所</u> 等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。	(略)		電話その他の通信手段の確保・供給	<input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>西日本電信電話株式会社</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。	<p>字句修正</p> <p>第2編 災害予防計画との整合</p> <p>第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置との整合（医療政策課）組織名称の修正</p> <p>府地域防災計画との整合（誤記修正）</p>
項目	手順その他必要事項																														
設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校及び網野中学校 <u>(追加)</u> の8箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所																														
(略)																															
項目	手順その他必要事項																														
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>丹後保健所</u> 等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。																														
(略)																															
電話その他の通信手段の確保・供給	<input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>N T T</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。																														
項目	手順その他必要事項																														
設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校、 <u>網野中学校及び旧宇川中学校</u> の9箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所																														
(略)																															
項目	手順その他必要事項																														
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>薬剤師会、丹後保健所</u> 等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。																														
(略)																															
電話その他の通信手段の確保・供給	<input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>西日本電信電話株式会社</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。																														

<p>265</p> <p>268</p> <p>269</p>	<p>□高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。</p> <p>□管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。</p> <p>□高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人保健福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。</p> <p>□高齢者の健康管理には特に留意する。</p> <p>□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。</p> <p>第3章 避難所開設・運営計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 避難所の開設・運営に関する基本指針</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖</p> <p>第1 開設・運営手順のめやす</p> <table border="1" data-bbox="243 1312 1380 1780"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難場所の運営における女性の参画</td> <td><u>(追加)</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要な事項	(略)		避難場所の運営における女性の参画	<u>(追加)</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。	(略)		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)		<p>□高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。</p> <p>□管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。</p> <p>□高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。</p> <p>□高齢者の健康管理には特に留意する。</p> <p>□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。</p> <p>第3章 避難所開設・運営計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 避難所の開設・運営に関する基本指針</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。</p> <p><u>また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖</p> <p>第1 開設・運営手順のめやす</p> <table border="1" data-bbox="1430 1150 2567 1938"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難場所の運営における女性の参画</td> <td><u>□避難所の運営における女性の参画を推進する。</u> <u>□男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ホームレスの受入</u></td> <td><u>□市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</td> <td>□市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 □市は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 □発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティション</td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要な事項	(略)		避難場所の運営における女性の参画	<u>□避難所の運営における女性の参画を推進する。</u> <u>□男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。	(略)		<u>ホームレスの受入</u>	<u>□市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。</u>	(略)		新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応	□市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 □市は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 □発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティション	<p>府地域防災計画との整合(女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映)</p> <p>府地域防災計画との整合(女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映)、字句修正、項目順序修正</p>
項目	手順その他必要な事項																												
(略)																													
避難場所の運営における女性の参画	<u>(追加)</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。																												
(略)																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																												
(略)																													
項目	手順その他必要な事項																												
(略)																													
避難場所の運営における女性の参画	<u>□避難所の運営における女性の参画を推進する。</u> <u>□男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u> □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。																												
(略)																													
<u>ホームレスの受入</u>	<u>□市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。</u>																												
(略)																													
新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応	□市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 □市は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 □発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティション																												

その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 <input type="checkbox"/> 指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任者が行う。 <input type="checkbox"/> 災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。 <input type="checkbox"/> 小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。 <input type="checkbox"/> 校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等（学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から） <input type="checkbox"/> 保健室、和室等（病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から） <input type="checkbox"/> 校庭（各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から） <input type="checkbox"/> 市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 <u>（追加）</u>
新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応	<input type="checkbox"/> 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 <input type="checkbox"/> 市は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 <input type="checkbox"/> 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第3節 各機関、団体の役割

276

項目	手順その他必要な事項
(略)	
関西広域連合、隣接他府県	<input type="checkbox"/> 府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） <input type="checkbox"/> 他地域の道路状況・道路等の運行状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 主要駅での滞留者に係る情報提供 <u>（追加）</u>
(略)	

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第3 給食に必要な米穀の確保

280

4 政府所有米穀の供給については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについ

その他	<p>で区切るなどの工夫をする。</p> <input type="checkbox"/> 指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 <input type="checkbox"/> 指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任者が行う。 <input type="checkbox"/> 災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。 <input type="checkbox"/> 小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。 <input type="checkbox"/> 校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等（学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から） <input type="checkbox"/> 保健室、和室等（病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から） <input type="checkbox"/> 校庭（各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から） <input type="checkbox"/> 市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 <input type="checkbox"/> <u>ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成する。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</u>
-----	---

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第3節 各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
(略)	
関西広域連合、隣接他府県	<input type="checkbox"/> 府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） <input type="checkbox"/> 他地域の道路状況・道路等の運行状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 主要駅での滞留者に係る情報提供 <input type="checkbox"/> <u>帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用</u>
(略)	

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第3 給食に必要な米穀の確保

4 政府所有米穀の供給については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについ

府地域防災計画との整合（関西防災・減災プランの改訂に伴う修正）

組織改編に伴う修正

て」に基づき、知事が行う。被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の供給を文書等で要請することができる。この場合、市長は、連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

第6 応急食料供給対策のめやす

項目	1人当たり1日量※下記のうちいずれか1つ	想定される時期
(略)		
炊出し又は弁当の場合	米穀（精米） 600グラム以内 弁当類 2～3食	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
乳幼児向	調整粉乳 150グラム以内 (追加)	
(略)		

第6章 住宅対策計画

第2節 応急仮設住宅の建設等

第4 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
(略)	
プレハブ建築協会、建設業協会、建築士会その他建築関係団体・事業所	<input type="checkbox"/> 市・府が行う仮設住宅建設への協力 <input type="checkbox"/> 被災者からの住宅建築依頼への最大限対応 <input type="checkbox"/> 市が行う被災者相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市が行う災害時住宅対策実施のための協力
(略)	

第7章 文教等応急対策計画

第1節 学校応急対策計画

第1 計画の方針

名称区分	役割のあらまし
市教育委員会	(略) <input type="checkbox"/> 教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて <u>社団法人教科書協会</u> に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施
(略)	

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第2 計画の方針・内容

て」に基づき、知事が行う。被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の供給を文書等で要請することができる。この場合、市長は、連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

第6 応急食料供給対策のめやす

1 食料等の供給量のめやす

項目	1人当たり1日量※下記のうちいずれか1つ	想定される時期
(略)		
炊出し又は弁当の場合	米穀（精米） 600グラム以内 弁当類 2～3食	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
乳幼児向	調整粉乳 150グラム以内 <u>液体ミルク 1リットル</u>	
(略)		

第6章 住宅対策計画

第2節 応急仮設住宅の建設等

第4 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
(略)	
<u>(一社)プレハブ建築協会</u> 、建設業協会、建築士会その他建築関係団体・事業所	<input type="checkbox"/> 市・府が行う仮設住宅建設への協力 <input type="checkbox"/> 被災者からの住宅建築依頼への最大限対応 <input type="checkbox"/> 市が行う被災者相談業務に関する協力 <input type="checkbox"/> その他市が行う災害時住宅対策実施のための協力
(略)	

第7章 文教等応急対策計画

第1節 学校応急対策計画

第1 計画の方針

名称区分	役割のあらまし
市教育委員会	(略) <input type="checkbox"/> 教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて <u>(一社)教科書協会</u> に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施
(略)	

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第2 計画の方針・内容

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における必要物資量による追加

組織名称の修正

302	<p>第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。</p> <p>※ 第3部第14章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」 ※ 同 第15章「社会福祉施設応急対策計画」 ※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 措置のあらまし</p>	<p>第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。</p> <p>※ 第3部第14章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」 ※ 同 第15章「社会福祉施設応急対策計画」 ※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 措置のあらまし</p>	字句修正																						
304	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 税</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免</td> <td> <input type="checkbox"/>被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。(追加) <input type="checkbox"/>個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/>固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/>国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/>軽自動車税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/>特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画 第2 被災者生活再建支援金支給の概要</p>	区分		あらまし	市 税	(略)		減免	<input type="checkbox"/> 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。(追加) <input type="checkbox"/> 個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 軽自動車税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 税</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免</td> <td> <input type="checkbox"/>被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。<u>(市税条例第51条、第71条、第139条の3、市国民健康保険条例第25条)</u> <input type="checkbox"/>個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/>固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/>国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/>特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画 第2 被災者生活再建支援金支給の概要</p>	区分		あらまし	市 税	(略)		減免	<input type="checkbox"/> 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。 <u>(市税条例第51条、第71条、第139条の3、市国民健康保険条例第25条)</u> <input type="checkbox"/> 個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。	(略)			<p>表中区分「納税期限の延長」、「徴収猶予」に合わせる形で、根拠条項を追加、軽自動車税の災害減免については市税条例に規定がないため削除。</p>
区分		あらまし																							
市 税	(略)																								
	減免	<input type="checkbox"/> 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。(追加) <input type="checkbox"/> 個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 軽自動車税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。																							
(略)																									
区分		あらまし																							
市 税	(略)																								
	減免	<input type="checkbox"/> 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。 <u>(市税条例第51条、第71条、第139条の3、市国民健康保険条例第25条)</u> <input type="checkbox"/> 個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。																							
(略)																									
307	<p>3 対象世帯及び支給限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる自然災害</th> <th>支給対象者</th> <th>支給限度額</th> <th>実施主体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> <td> 実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県会館に委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p>	対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等	(略)			実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県会館に委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2	<p>3 対象世帯及び支給限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる自然災害</th> <th>支給対象者</th> <th>支給限度額</th> <th>実施主体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> <td> 実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県センターに委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p>	対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等	(略)			実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県センターに委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2	組織名称の修正						
対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等																						
(略)			実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県会館に委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2																						
対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等																						
(略)			実施主体 京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県センターに委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人1/2・国1/2																						

310	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N T T 西日本等電信電話事業者</td> <td> <input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2部 市の復旧・復興のための計画 第1章 公共土木施設等復旧計画 第2節 計画の内容 第1 災害復旧事業計画の作成</p>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	(略)		N T T 西日本等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社等電信電話事業者</td> <td> <input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2部 市の復旧・復興のための計画 第1章 公共土木施設等復旧計画 第2節 計画の内容 第1 災害復旧事業計画の作成</p>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	(略)		西日本電信電話株式会社等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費	(略)		
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置																		
(略)																			
N T T 西日本等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費																		
(略)																			
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置																		
(略)																			
西日本電信電話株式会社等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費																		
(略)																			
316	<p>2 災害復旧事業期間の短縮 復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。 (1) 公共土木施設災害復旧事業（国土交通省所管事業、農林水産省所管事業） (2) 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省所管事業） (3) 文教施設等災害復旧事業（文部科学省所管事業） (4) 厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省所管事業） (5) 都市施設災害復旧事業（国土交通省所管事業） (6) 公営住宅等災害復旧事業（国土交通省所管事業） (7) その他の災害復旧事業（経済産業省所管事業） (8) 災害復旧に係る財政支援措置（総務省所管）</p>	<p>2 災害復旧事業期間の短縮 復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。 (1) 公共土木施設災害復旧事業（国土交通省所管事業、農林水産省所管事業） (2) 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省所管事業） (3) 文教施設等災害復旧事業（文部科学省所管事業） (4) 厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省所管事業） (5) 都市災害復旧事業（国土交通省所管事業） (6) 公営住宅等災害復旧事業（国土交通省所管事業） (7) その他の災害復旧事業（経済産業省所管事業） (8) 災害復旧に係る財政支援措置（総務省所管）</p>	字句修正																
317	<p>第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律 (3) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法 (4) 生活保護法 (5) 児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法 売春防止法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 公営住宅法 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針</p>	<p>第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (4) 生活保護法 (5) 児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法 売春防止法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 公営住宅法 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針</p>																	